

一宮市の市民参加

市民の立場で
市民参加を考える

平成26年8月23日(土)

まちづくりワークショップ

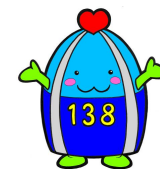
～こうしたらどう? 「市政への市民参加」～

一宮市企画部企画政策課

参加とは？

- 一宮市では、参加を次の2つに分類しています。
 - a.意見・提案
行政が用意したメニューに基づき、市政に対し、意見や提案をする。
 - b.実施
行政が企画したイベントや事務事業等を市民の協力で実施する。

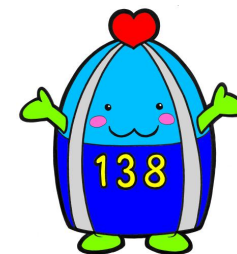
※別添「資料集」P.3



「参加」の意義・必要性

- 当事者である市民に聴く
 - ・どのような状態を市民は望んでいるのか？
 - ・どうすれば市民は幸せを感じるのか？
- 市民に助けていただく
 - ・詳しい知識・経験を持ち、かつ、やる気のある市民。

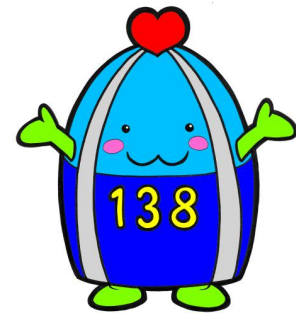
※別添「資料集」P.5



自治基本条例における「参加」

- まちづくりの基本的なルールである自治基本条例には「参加」に関し、次のような規定があります。
 - ・第 4条(まちづくりの基本原則)
 - ・第 5条(市民の権利)
 - ・第 6条(市民の役割)
 - ・第 8条(市民の参加の機会の保障)
 - ・第 9条(子どもの参加の機会の保障)
 - ・第10条(総合計画)
 - ・第12条(住民投票)
 - ・第25条(この条例の見直し)

※別添「資料集」P.6



a.意見・提案

- a-1.市民意見提出制度
- a-2.市民ポスト・ファクス・メール
- a-3.アンケート
- a-4.審議会等
- a-5.市民会議等
- a-6.ワークショップ等

※別添「資料集」P.3、20、21

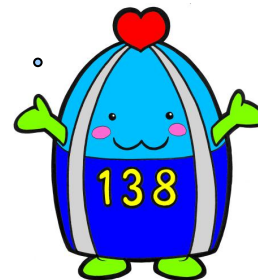


b.実施

- b-1.市民の協力を得て事務事業等を実施する継続的な機関等
- b-2.市民の協力を得て実施するイベント・事務事業等

※別添「資料集」P.21、22

機関とイベント！

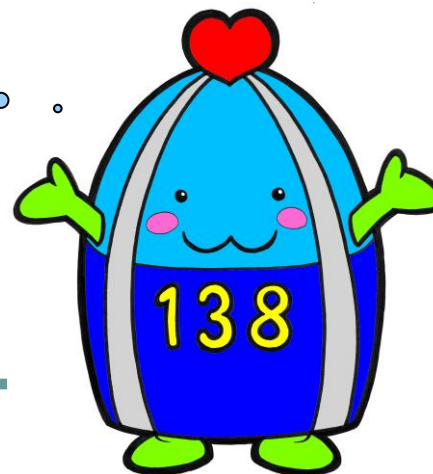


子どもの参加

- 条例第8条は、市民の参加の機会の保障
- 条例第9条は、子どもの参加の機会の保障

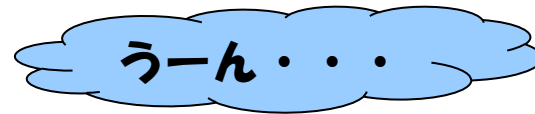
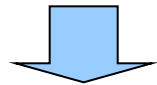
※別添「資料集」P.24

子どもだって参加！



「市民参加」を どのように感じていますか？

- 参加機会は多様？
 - ・仕事があるから平日の昼間は参加できないよー。
 - ・参加場所が本庁舎だけなんて。
 - ・いろんな参加形態(会議、文書、ネット等)があればなー。
- 気軽に参加できる？(敷居は低い？)
 - ・専門的知識がない人には無理なんでしょ？
 - ・堅苦しいんでしょ？ 楽しくないんでしょ？



- では、どうすればよい？



ということで、本日のテーマです

● こうしたらどう？

「市政への市民参加」

- ・「こうしたら市民参加が活発になる！」的なキッチリした提案でなくても大丈夫。
- ・「市民意見提出制度って名前が固いよね」とか、「そもそも市民参加とは・・・」のようなお話でもOK。
- ・「市政への市民参加」に対して、どんなことでも結構ですので、自由にお話ください。（普段感じていること、漠然とした不満、イイところなど、なんでもOK）

みんなでおしゃべりすれば、
何か思いつくかも！

